

ヒグマ保護管理方針(案)に係る平成 23 年度以降の進め方について

1. ヒグマ保護管理方針(案)の取り扱いについて

平成 22 年度は、専門家と行政機関による管理方針(案)をとりまとめた。本管理方針(案)は、環境省釧路自然環境事務所、北海道、斜里町、羅臼町を策定主体とする。ヒグマ保護管理対策については、遺産地域利用者や地域住民の安全確保とヒグマ個体群の保全を目的として、長年対策が実施されてきており、平成 23 年度以降も継続して対策を実施することが必要である。

そこで、本管理方針(案)は現在実施されている保護管理対策を統合的に整理したものと位置付け、平成 23 年度以降は、本管理方針(案)に基づき、当面の対策を実施することが適当であると考えられる。中長期的な管理のあり方については、別途継続して検討していく。

2. 適正利用・エコツーリズム検討会議での合意形成

本管理方針(案)は遺産地域利用者への対応も規定しており、地元関係団体の理解と協力を得る必要がある。平成 23 年度以降は、適正利用・エコツーリズム検討会議において本管理方針(案)の説明を行い、特に各利用拠点のゾーニングや各ゾーンにおける対策の内容等についてご意見をいただく。

3. 地域住民との合意形成

本管理方針(案)は地域への対応も規定しており、地域住民の理解と協力を得る必要がある。平成 23 年度以降は、策定主体 4 者の共催により、地域住民との意見交換会を開催し、各地域のゾーニングや各ゾーンにおける対策の内容等についてご意見をいただく。意見交換会は、町民全体に広く広報し、参加者を募る。意見交換会の開催は斜里町、羅臼町でそれぞれ年に 1～2 回程度、標津町で年に 1 回程度を想定しているが、地域からのご意見も考慮し、柔軟に対応することとする。さらに、地域連絡会議においても、本管理方針(案)の説明・意見交換を実施する。なお、平成 22 年度中に地元での意見交換会を開催する。

4. 管理方針(案)の修正

2. および 3. を踏まえ、管理方針(案)の修正(ゾーニングや対策内容の微修正を想定)を行い、平成 23 年度中をメドに管理方針の作成を目指す。管理方針(案)の修正にあたっては、ヒグマ保護管理方針検討会議を開催し、会議における議論を踏まえて修正を行うこととしたい。なお、適正利用・エコツーリズム検討会議および地域住民から、中長期的な目的や管理方針に関するご意見もあわせていただくこととし、今後の見直しや中長期的な管理のあり方の検討に反映させることとする。策定主体の 4 者間および現場での対策

を担う知床財団、地元猟友会、標津町等との意見交換は継続して実施する。

5. 合意形成の進め方

本管理方針（案）は現在実施されている対策を基本としたものであり、平成 23 年度以降も多くの対策は実現可能性が高いことから、地元に対して積極的に公開・説明していくことが適当であると考えられる。以下の点に留意のうえ、地元説明を実施する。

人とヒグマとの軋轢発生は、個体の質に大きく影響される。

知床ではヒグマ行動圏と人の生活圏が重複しており、人馴れ個体の発生を完全に防ぐことは不可能である。

本管理方針（案）はあくまで現在の対策を整理し、当面の方向性を示したものの。中長期的な管理のあり方については別途検討する。

中長期的な管理のあり方については、平成 23 年度の夏頃をメドに現在の保護管理上の課題を踏まえた将来の管理のあり方に関する複数のシナリオを作成する。その後、地域連絡会議等において、複数のシナリオを地元の説明し、中長期的な管理のあり方を検討する。

6. ヒグマ保護管理方針検討会議の開催

平成 23 年度からはメーリングリストを新設し、合意形成の経過等はメーリングリスト上で情報提供する。また、将来シナリオの作成、管理方針（案）の修正等のため平成 23 年度は 2 回程度会議を開催することを検討する。

